

議案第93号

北上市営住宅条例の一部を改正する条例

北上市営住宅条例（平成9年北上市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（以下「高齢者等」という。）にあっては第2号から第9号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者又は同法第39条に規定する居住制限者にあっては第3号から第7号まで）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 住宅の明渡しを行った者と同居していた者のうち当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者（<u>婚姻により成年に達したものとみなされていた者を含む。</u>）に限る。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあった日から2年を経過していること。</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（以下「高齢者等」という。）にあっては第2号から第9号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者又は同法第39条に規定する居住制限者にあっては第3号から第7号まで）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 住宅の明渡しを行った者と同居していた者のうち当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限る。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあった日から2年を経過していること。</p>

(6)～(9) [略]

2・3 [略]

(家賃の納付)

第17条 [略]

2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分を納付しなければならない。

3・4 [略]

(督促、遅延損害金の徴収)

第18条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、北上市諸収入金に対する延滞金徴収条例（平成3年北上市条例第65号）の例により計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。この場合において、同条例中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替えるものとする。

3 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の遅延損害金を減免することができる

—

別表（第3条関係）

(6)～(9) [略]

2・3 [略]

(家賃の納付)

第17条 [略]

2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

3・4 [略]

(督促、遅延損害金の徴収)

第18条 市長は、北上市債権管理条例（令和4年北上市条例第〇号）の定めるところにより、督促及び遅延損害金の徴収を行うものとする。

別表（第3条関係）

名称	共同施設	位置	名称	共同施設	位置
[略]			[略]		
沢野住宅	[略]		沢野住宅	[略]	
塚腰住宅	<u>児童遊園、集会所、広場及 び駐車場</u>	<u>北上市村崎野 14地割地内</u>			
高屋沢住宅	[略]		高屋沢住宅	[略]	
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月3日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

市営塚腰住宅を廃止するほか、所要の改正をしようとするものである。